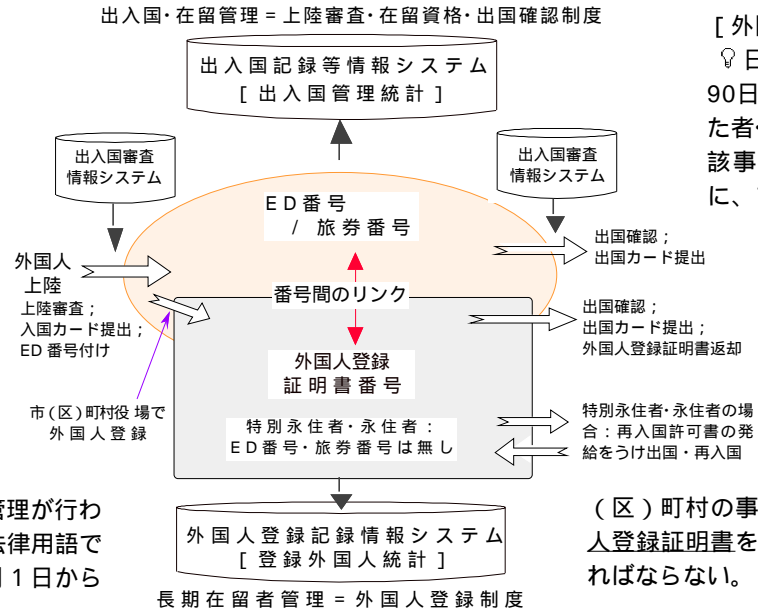


## 外国人管理情報システムの概念図：出入国記録と外国人登録記録に基づく管理

外国人は入出国する際に、上陸時には「上陸許可申請/上陸審査」を、出国時には「出国確認」を受ける。その際、上陸時には「外国人入国記録カード」を、出国時には「外国人出国記録カード」を、入国審査官に必ず提出しなければならない。これらは、「出入国記録カード（E/D Card）」と呼ばれるカードに必要事項を記入することによって行われる。このカードは、入国審査官（上陸港）から直ちに法務省（本省秘書課情報管理室）に送られ、「出入国記録等情報システム」に電算入力される（入国管理局三田分室で入力作業が行われるようです）。ここで個人を特定するのに重要な役割を果たしているのが、「旅券番号」と「出入国記録番号（ED番号）」である。入国外国人情報は、以降、この番号によって一元的に管理されることになる（外国人登録を行った場合には、外国人登録番号がこの番号にリンクすることになる）。なお、データ処理には3～4週間を要するようです。

### [ 出入国記録カードの電算処理について ]

以前は、出入国港から法務省（本省）に送られ手作業で情報処理・管理が行われていたが、1968年6月からElectronic Data Processing System（法律用語では電子情報処理組織と呼ぶ）による業務処理が企画され、1970年11月1日から電算処理されている。



### [ 外国人登録 ]

日本に在留する外国人は上陸後90日以内に、また、日本で出生した者・日本で外国人となった者は当該事由が生じた日から60日以内に、市（区）町村役場（の長）に

対し、外国人登録を行わなければならない（登録に必要なものは、外国人登録申請書、{旅券}、写真2枚〔16才以上〕、である）。

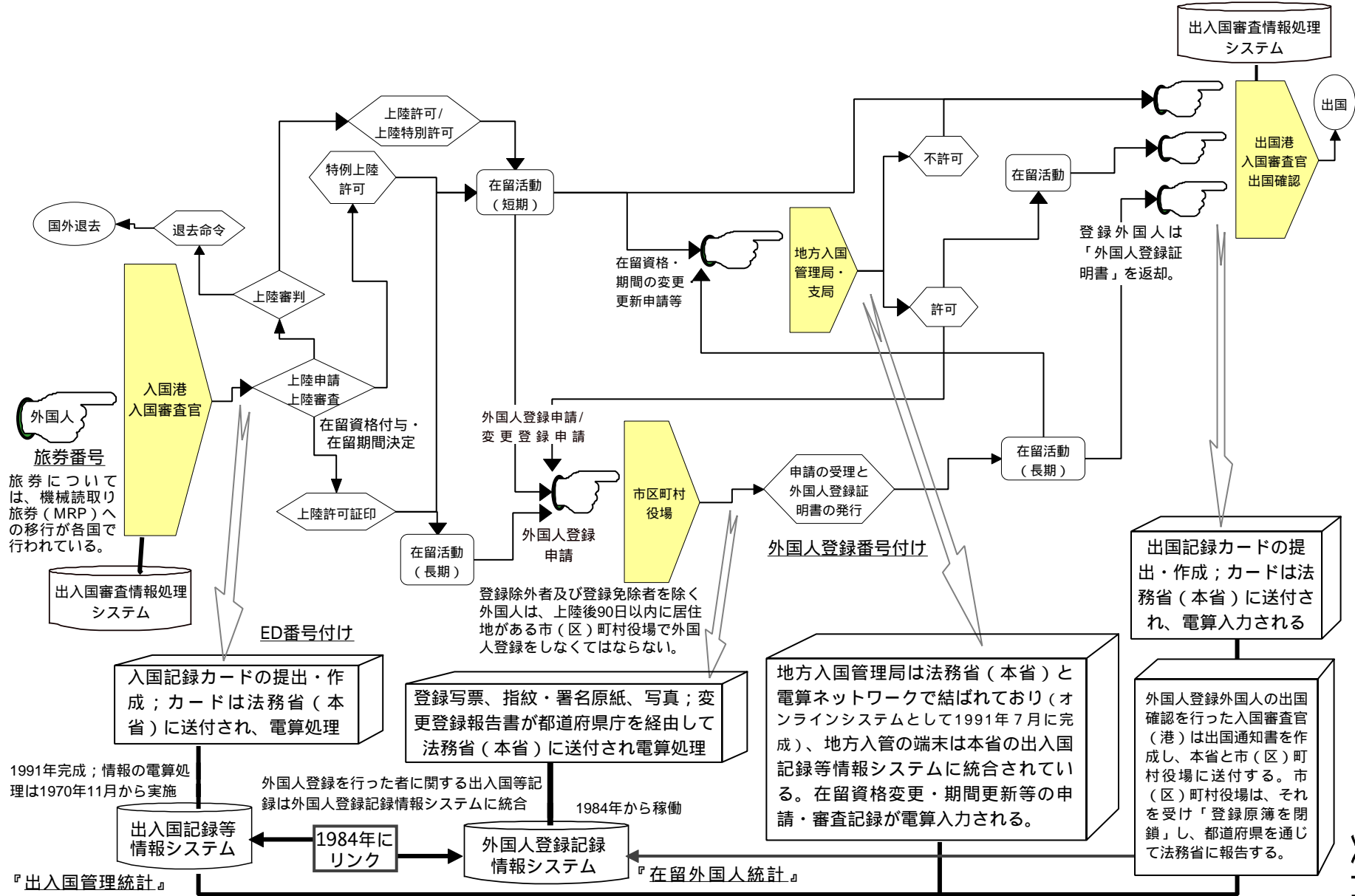
申請を受けた市（区）町村の長は、申請内容を外国人登録原票に登録し、市

（区）町村の事務所に備えるとともに、外国人登録証明書を作成し、申請者に交付しなければならない。

外国人入国記録 DISEMBARKATION CARD FOR FOREIGNER										
氏名 (漢字) Name								出入国記録番号		区分
氏 Family Name				名 Given Name						
国籍	生年月日			男	女	官用欄				
住所					職業		外 公 通 短 駐 就 特 渡 免			
日本の連絡先						CL/証				
旅券番号				航空機便名・船名						
日本滞在予定期間				乗機地						
渡航目的				署名		上特No.				
官用欄										

外国人出国記録 EMBARKATION CARD FOR FOREIGNER										
氏名 (漢字) (Name)								出入国記録番号		区分
氏 Family Name				名 Given Name						
国籍	生年月日			官用欄						
外国人登録番号				外登 外登証 出勤 紛失						
航空機便名・船名						降機地				
署名				旅券から取り外さないでください。						

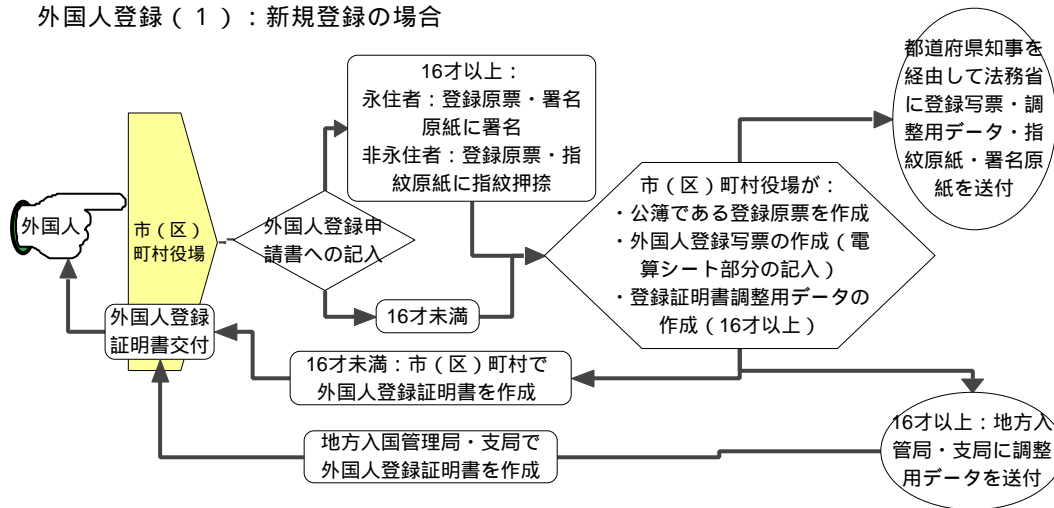
# 出入国・在留管理及び外国人情報管理フローチャート（rev.2.2）



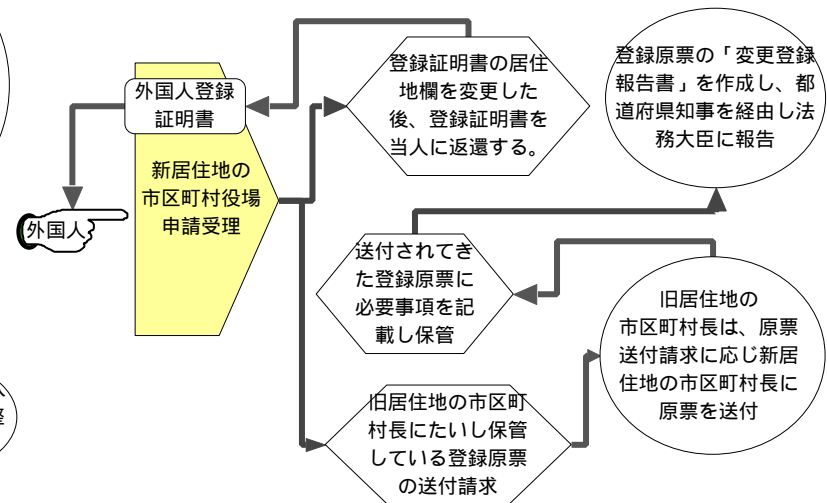
作成者：Mick Montfiore

# 外国人登録手続きのフローチャート及び「外国人登録原票」の様式

外国人登録（１）：新規登録の場合



外国人登録（２）：居住地変更登録の場合



市（区）町村役場で作成され保管される外国人登録原票のおおよその様式

(1) 氏名		性別	生年月日	(6) 登録の年月日	
Mick S cot Mont fiore		男	1950年 5月 1日	平成 3年 10月 16日	
		女	(2) 国籍	(2) 職業	
			アイルランド共和国	Prof	
指紋・署名	(7) 登録番号	申請年月日	事由	確認の日	次回確認の基準日
指	XXXXXXXX	XX	X		XX
(12) 出生地	Belfast, Atri n Northern Ireland				
(13) 国籍の属する国における住所又は居所	64 Hyndford Street, Dublin, 56 Ireland				
(14) 居住地	XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX				
(15) 世帯主の氏名	Mick S cot Mont fiore				
(17) 勤務所又は事務所の名称及び所在地	[Icons]				
				(4) 旅券番号	X XXXXXX
				(5) 旅券発行年月日	1990年2月10日
				(9) 上陸許可年月日	1991年9月10日
				(10) 在留の資格	Prof
				(11) 在留期間	XXXXX
				作成年月日・作成事由	XXXXXX
				作成市区町村長名	

[外国人登録の変更申請] 登録外国人は、居住地、在留資格、職業・勤務先、等に変更があった場合には、14日以内に市（区）町村役場に出頭し、「変更登録申請」を行わなければならない。

1993年1月7日以降の様式（16才以上の外国人）

日本国政府 外国人登録証明書 第 全国一連番号 号	
(1) 氏名	(2)(13) 国籍等
生年月日 年 月 日 男M. 女F.	(12) 出生地
(14) 居住地	(4)(5) 旅券 (旅券番号を記載) 年 月 日
(15)(16) 世帯主等	(9) 上陸許可 年 月 日
写真欄	(3)(17) 職業等 (職業及び勤務先を記載)
	(10) 在留の資格 (11) 在留期限 年 月 日
発行者	次回確認(切替)申請期間 年 月 日から30日以内
	本人の署名 あるいは 指紋

# 外国人雇用状況報告制度の創設（1993年；労働省職業安定局）：報告制度と統計調査制度との「ねじれた」関係

労働省は、1993年4月1日、労働大臣の諮問機関 中央職業安定審議会（会長：高梨昌）の建議「今後の外国人雇用対策の方向について」に基づき、「職業安定法施行規則の一部を改正する省令」を施行し、「外国人雇用状況報告制度」を創設した。

「職業安定法施行規則第34条（職業安定法第53条の2に関する事項）労働大臣は、国民の労働力の需要供給の適正な調整などを図るため、事業主に対してその雇用する外国人労働者の雇用に関する状況に係わる資料の提供を求めること等により、外国人労働者の雇用の動向の把握に努めるものとする」

「外国人雇用状況報告制度」は、雇用する外国人労働者の人数、職種別・出身地別・在留目的別内訳、過去1年間の入離職状況などの把握を目的として、1) 毎年、2) 6月1日現在で外国人労働者（但し、永住者・特別永住者を除く）を雇用する全ての事業所の事業主に対し、3) 右に掲載した様式の「外国人雇用状況報告書」により6月1日現在における外国人労働者の雇用状況について、4) 同年の7月15日までに、5) 当該事業所の所在地を管轄する公共職業安定所の長に報告する、というものである。

この報告制度は、「外国人労働者が地域の労働市場に及ぼす具体的な影響を把握するとともに、個々の事業所における外国人労働者の雇用の安定を含めた労働力需給の適正な調整、個々の事業所における外国人労働者に対する適切な雇用管理を促進する」（前掲の建議より）という政策的課題を達成するために、職業安定所が、提出された報告書（＝個票）によって得られた個体情報に基づき、個別事業所にたいして外国人の職業紹介、雇用管理などに関し指導・助言を与えるという積極的労働市場安定化・調整装置に組み込まれた情報収集装置として企画されたものであった。

ところで「外国人雇用状況報告書」は、右に掲載した様式からも認められるように、統計調査における「調査票」に相当する側面を持っている（もちろん、この報告制度は統計調査を統計調査とするような形式での体系的・組織的な実査マシンを持っていないとしても）。実際、労働省は、『労働白書』等を通して、この報告の結果を統計表形式で公表している（通常、届出統計の形式を取るが、この場合、統計法との関係は、どうなるのか）。報告制度と統計調査制度との関係は簡単でないように思われる。

結局のところ重要なことは、行政機関は行政の業務遂行に不可欠な情報を、どのような形態（報告制度形式か、あるいは統計調査制度形式か）で収集・生産するのかということである。たとえば、比較対象として、企業活動基本調査〔通産省；1992年に指定統計調査として創設；当初は3年毎実施、1996年以降は毎年実施に変更〕は、どのような社会的諸力の凝集効果として統計調査制度として産出されたのかを「社会（歴史）科学的」に分析すること。

ところで、統計審議会の答申「統計行政の新中・長期構想」（94年3月）は、個別統計分野の諸課題として、「外国人労働者の実態の確かな把握に資するため、労働省は必要な調査の実施を検討する」としているが、この報告制度との関係はどうなるのか注目したい。

外国人雇用状況報告書			
平成 年 月 日		現在在の外国人労働者の雇用状況を次の通り報告します。	
公共職業安定所長 殿		平成 年 月 日	
1 事業 主	(1) 氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)		
	(2) 住所 (法人にあっては対象となる事業所の所在地)	電話番号	
	(3) 事業の種類 ( ) □□	(4) 事業所で雇用する労働者の総数	人
2 外 国 人 労 働 者 の 雇 用 状 況	(1) 事業所で雇用する外国人労働者の数	(男子 人、女子 人)	
	(2) 職種別外国人労働者の数 ( ( )内は職種別労働者の総数)	(3) 出身地別外国人労働者の数	(4) 目的別外国人労働者の数
	a 専門・技術・管理職 人 ( 人)	a 東アジア 人	a 一般労働者 人
	b 営業・事務職 人 ( 人)	b 東南アジア 人	(うち日系人 )
	c 販売・調理・給仕・接客員 人 ( 人)	c その他アジア・中近東 人	b 留学生・就学生(アルバイト) 人
	d 生産工程作業員 人 ( 人)	d 北米 人	c 技能実習生 人
	e 建設土木作業員 人 ( 人)	e 中南米 人	d ワーキング・ホリデー 人
f 運搬労務作業員 人 ( 人)	f ヨーロッパ 人	(5) 過去1年間の外国人労働者の雇入れ数・離職者数	
g その他 ( ) 人 ( 人)	g その他 人	a 雇入れ数 人	
(6) (1) 以外で事業所内で就労する外国人労働者の数	人 (男子 人、女子 人)		
記録担当者	所属部課	氏名	印
備考 ・ここでいう外国人には、わが国で永住を認められている在日韓国・朝鮮人等は含まれません。また、事業所内で実務研修を受けている外国人研修生は労働者に含まれません。			
・2の外国人労働者の雇用状況の「(1) 事業所で雇用する外国人労働者の数」、「(2) 職種別外国人労働者の数」、「(3) 出身地別外国人労働者の数」、「(4) 目的別外国人労働者の数」、「(5) 過去1年間の外国人労働者の雇入れ数・離職者数」欄には、本年6月1日現在事業所で直接雇用している外国人労働者（留学生・就学生（アルバイト）、技能実習生、ワーキング・ホリデーを含みます）について記入してください。			
・「(6) (1) 以外で事業所内で就労する外国人労働者の数」欄には、事業所で直接雇用している外国人以外で、労働者派遣・請負等により事業所内で就労している外国人労働者がいる場合に、その人数について記入してください。			
・その他裏面の留意事項も参照して記入してください。			

正

## 外国人雇用状況報告書

事業所番号  -  -

平成 年 月 日現在の外国人労働者の雇用状況を次のとおり報告します。		平成 年 月 日		
_____ 公共職業安定所長 殿				
1 事業主	(1) 氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)			
	(2) 住所(法人にあつては対象となる事業所の所在地)	電話番号		
	(3) 事業の種類 ( _____ ) 事業分類番号 <input type="text"/>	(4) 事業所で雇用する労働者の総数	人	
2 外国人労働者の雇用状況	(1) 事業所で雇用する外国人労働者の数	人 (男子 人、女子 人)		
	(2) 職種別外国人労働者の数 ( ( )内はうち正社員の数)	(3) 出身地域別外国人労働者の数	(4) 在留資格別外国人労働者の数	
	a 専門・技術・管理職 人 ( 人)	a 東 ア ジ ア 人	a 特定の範囲で就労可能な在留資格 人	
	b 営業・事務職 人 ( 人)	b 東 南 ア ジ ア 人	b 日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者 人	
	c 販売・調理・給仕・接客員 人 ( 人)	c その他アジア・中近東 人	c 留学・就学(アルバイト) 人	
	d 生産工程作業員 人 ( 人)	d 北 米 人	d 特定活動(技能実習生) 人	
	e 建設土木作業員 人 ( 人)	e 中 南 米 人	e 特定活動(ワーキングホリデー) 人	
	f 運搬労働作業員 人 ( 人)	(うち日系人 人)	f その他 人	
	g その他 ( ) 人 ( 人)	f ヨ ー ロ ッ プ 人	(5) 過去1年間の外国人労働者の雇入れ数・離職者数	
(6) (1)以外で事業所内で就労する外国人労働者の数	g そ の 他 人	a 雇 入 れ 数 人		
記録担当者 所属部課 _____		氏 名 _____		

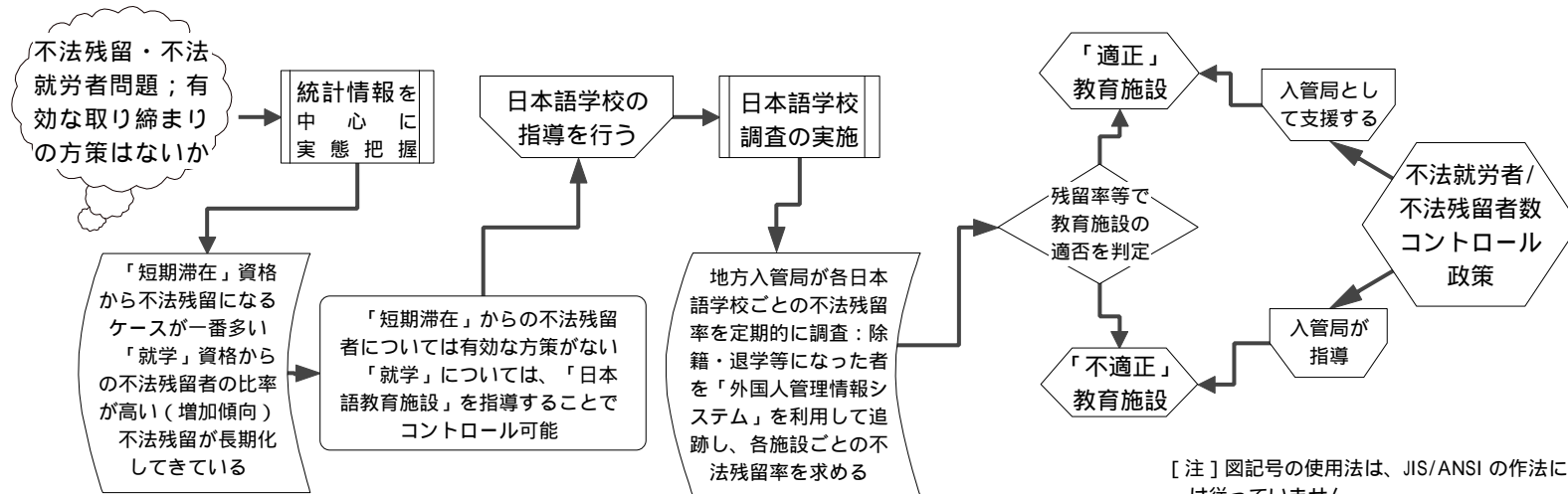
- 備 考
- ここでいう外国人には、我が国で永住を認められている外国人は含まれません。また、事業所で実務研修を受けている外国人研修生は労働者に含まれません。
  - 2の外国人労働者の雇用状況の「(1) 事業所で雇用する外国人労働者の数」、「(2) 職種別外国人労働者の数」、「(3) 出身地域別外国人労働者の数」、「(4) 在留資格別外国人労働者の数」、「(5) 過去1年間の外国人労働者の雇入れ数・離職者数」欄には、事業所で直接雇用している(していた)外国人労働者(留学生・就学生(アルバイト)、技能実習生、ワーキングホリデーを含みます。)について記入して下さい。
  - ⑥(1)以外で事業所内で就労する外国人労働者の数」欄には、事業所で直接雇用している外国人労働者以外で、労働者派遣、請負等により事業所内で就労している外国人労働者がいる場合に、その人数について記入して下さい。

## 法務省入国管理局による日本語教育施設の定期調査と不法就労/不法残留者数のコントロール

### 外国人統計情報装置と外国人管理情報システムの機能作用の一例

法務省入国管理局は、1994年下半期に、全国の日本語教育施設387校（うち1994年4月末現在で在籍者20人以上の施設は230校）を対象に「不法残留率」調査を実施した。ここで、「不法残留率」とは、1994年1～6月に施設を除籍・退学等になった後そのまま不法に残留した者の数を1993年10月末現在の在籍者数で割った値である。この

調査は、外国人管理の実務において外国人管理情報システムがどのような働きをしているか、そのなかで統計情報装置がどのような位置を占め、どのような働きをしているか、を理解する上で有効な題材であるように思う。



法務省入国管理局「日本語就学生の在留状況と今後の受け入れ方針」（'95年1月）の概要；；

1. 在留資格「就学」から不法残留する外国人の状況：1994年5月1日現在で本邦に不法に残留している外国人の総数は293,800人で、対前年比、対前回比ともわずかながら減少している。このうち在留資格「就学」からの者についてだけ見ると23,995人で、前年同月比3,900人増（1.94%増）となっている。特に中国人就学生に関しては就学からの不法残留者の85.6%を占めており、「入管行政上見過ごせない問題となっている」。；全国の日本語教育施設387校を対象に当局が実施した調査結果によると、1994年上半期に施設を除籍、退学などになった後そのまま本邦に不法に残留した者の数が10人以上の施設は81校あり、さらに50人以上にまで及んでいる施設が8校ある。不法残

留率についてみると、30%を超える施設が26校ある一方で、在籍者20人以上を有しかつ不法残留率が5%未満の施設は103校ある。

2. 日本語就学生受け入れに関する今後の方針：（1）日本語教育施設ごとの在籍管理状況に応じた取り扱いの実施；「日本語教育施設ごとにどの程度の不法残留者が発生しているかを各地方入管局において定期的に調査し、その結果、不法残留者の発生する割合が低い教育施設で、学生の募集選抜方法や在籍管理面から判断して適正と認められるものについては、... 当該教育施設による就学生受け入れ拡大を支援する。「不法残留者を多く発生させている教育施設については、学生の在籍管理に欠陥があるものとして入学選考の方法などについて抜本的な見直しを求めることとし、それでも改善が図られない場合は...断固たる処置を採る。」 [以下、省略]